

減らない、低年齢化、重要犯罪の増加

「スマホ SNS に起因する子供の性被害」

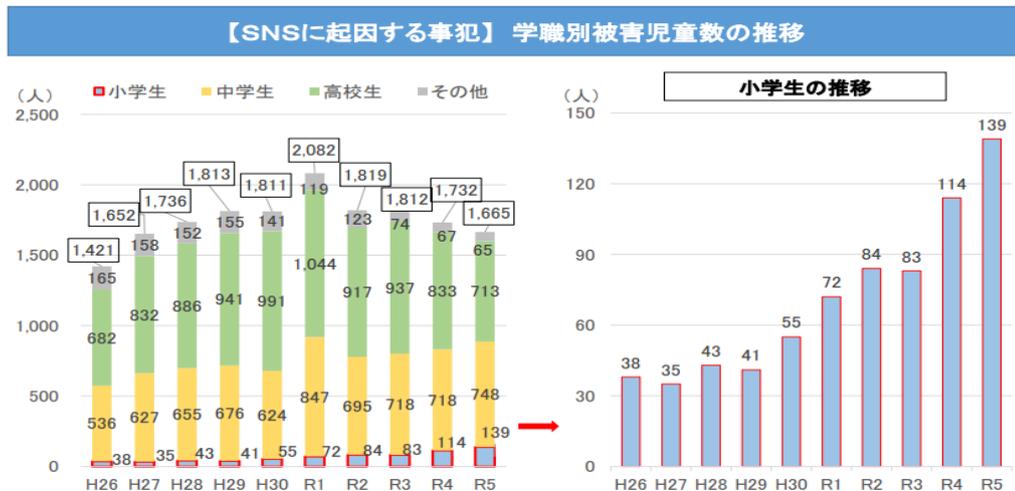
インターネットで知り合った相手からの性犯罪の実情が見えてきました（令和5年警察庁の調査から）

(1) 被害児童*総数は平成 27 年以後 1,700 人前後の高い水準で推移しています。(グラフ左)

(2) 中学生と高校生の被害者数は全体の 9 割近くを占めます。令和 5 年は中学生の被害者数(748 人)が高校生(713 人)を上回りました。(グラフ左)

また、小学生の被害者数は 139 人です。平成 26 年の 3 倍以上で、年を追って右肩上がりに増加しています。(グラフ右)

(3) 令和 5 年被害児童*数の中で、重要犯罪等（不同意性交等、略取誘拐、不同意わいせつ）の数は 225 人、前年より大幅（+67）に増加しています。 ※児童とは 18 歳未満



『子供に下着や裸の写真を送らせる』事案が後を絶ちません

（送った写真をもとにして、トラブルや犯罪に巻き込まれています。）

●こんな事件が……………

SNS で知り合った子は気の合う同じ学年の女子だと思っていました。込み入った話もして仲良くなったので、ふざけ半分で下着の写真を互いに送り合いました。ある日裸の写真を送ってきて、あなたも送ってと言われ、二人だけの秘密だからと念を押されたので、しぶしぶ裸の写真を送ってしまいました。数日して、あなたの裸の写真がネットに出ているとクラスの友達から知らされました。

…………SNS で知り合った相手は中学生ではなく、性的写真めあての中年の男でした。

◆なぜ、会ったこともない相手に、写真を送ってしまうのでしょうか？

…………トラブル・被害に遭った子は、こんなことを言っています…………

- (1) せっかく仲良くなれたのだから、嫌われたくなかった
- (2) 向こうも恥ずかしい写真を送ってくれたのだから、こちらが送らないのは悪くて
- (3) 相手がまさか男だなんて思わなかった、ずっと同学年の女子だと思っていた
- (4) 裸の写真は相手一人だけに送ったつもりだった、ネットで拡散しているなんて

これは「自分がいけないんだ」と、誰にも相談できず、一人で抱え、結果的に言われるままに言うことを聞いてしまう、子供達の心理を悪用した犯行の手口です。

もし、子供から相談を受けたら「よく打ち明けてくれた、あなたは悪くないよ。」と伝えてください。その上で心に寄り添いながらよく話しを聞き、適切な対応をお願いします。



★★★★★★★★★ 『自分の安全は自分が守る』が大切です ★★★★★★★★★★

- 令和5年7月の刑法の改正等で、悪質な犯罪である性犯罪に、より厳正に対処できるよう様々な規定が改正・新設されています。



◀新設された規定の例▶

- (1) わいせつ目的で16歳未満の子供*に対して性的な画像を撮影して送信することを要求する

※ 被害者が13歳以上16歳未満の場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき

(面会要求等罪) 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

- (2) 正当な理由なく16歳未満の子供*の性的な部位や下着などを撮影する

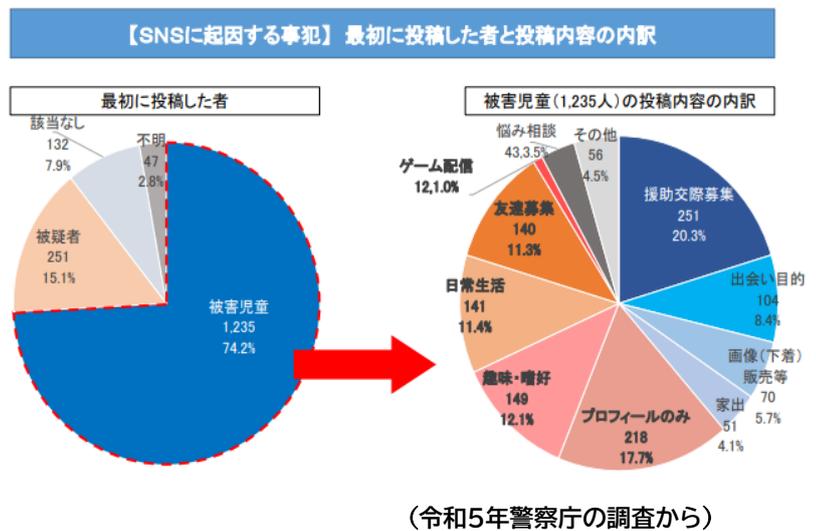
※ 被害者が13歳以上16歳未満の場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき (撮影罪) 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

また、そのように撮影した画像を人に提供する (提供罪) 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

- 犯行のきっかけは子供達からの発信です。被疑者からの発信は15%にとどまっています。

スマホ SNS に起因する犯罪被害に遭った子供の74%が、自分からの投稿が始まりです。子供達はネット上で見ず知らずの人とのやりとりで不安を感じていません。メール友達感覚で無防備に相手につながります。

スマホ SNS の発信/受信で気をつけることは何か、使い始めの頃からマナー(利用上の規範)やリテラシー(正しく使う知識・能力)と共に、トラブル・犯罪被害の危険性を子供達にしっかりと伝えたいものです。



★★★★★★★★★ 子供達に注意喚起しましょう! ★★★★★★★★★★

- 下着や裸の写真は、絶対に、誰であっても送り返しません
- ネットで知り合った見ず知らずの人には、一人で直接会いません
- 困った時には、一刻も早く信頼できる人に打ち明け、相談をしましょう

★★★★★★★★★

<公共相談窓口> ... 匿名でもけっこうです 困る前にも ...

- 長野県警察本部 (警察安全相談 #9110*1 性犯罪サポート #8103*2)
- 長野県子ども支援センター 080-800-8035*3
- 子ども人権110番 0120-007-110*1 (LINE相談*1は右のQRコードから)
- 『あのえっと』 0120-783-041*1 (長野市子ども総合支援センター)
- 長野市少年育成センター 026-228-8588*1



※子ども人権LINE相談
友達追加はこちらから



(※1 月~金8:30~17:15、※2 毎日24時間、※3 月~土10:00~18:00)